

定期監査結果報告書

令和 5 監査年度 第 2 回

(令和 6 年 4 月～令和 6 年 7 月執行分)

監査対象機関

○知事部局所管の各課・現地機関	82 機関
・政策部 各課	4 機関
・危機管理・報道局 各課	2 機関
・危機管理・報道局 現地機関	1 機関
・総務部 各課	7 機関
・総務部 現地機関	4 機関
・地域交流部 各課	6 機関
・地域交流部 現地機関	1 機関
・文化・観光局 各課	2 機関
・SAGA2024・SSP推進局 各課	6 機関
・県民環境部 各課	8 機関
・県民環境部 現地機関	1 機関
・健康福祉部 各課	8 機関
・男女参画・こども局 各課	3 機関
・産業労働部 各課	7 機関
・産業労働部 現地機関	1 機関
・農林水産部 各課	10 機関
・県土整備部 各課	9 機関
・出納局 各課	2 機関
○教育委員会所管の各課	7 機関
○公安委員会所管の警察本部	1 機関
○その他の委員会等所管の事務局	6 機関
合 計	96 機関

佐 賀 県 監 査 委 員

監査第 344 号
令和 6 年 8 月 27 日

佐賀県議会議長	大場 芳博 様
佐賀県知事	山口 祥義 様
佐賀県教育委員会教育長	甲斐 直美 様
佐賀県公安委員会委員長	奥田 律雄 様
佐賀県選挙管理委員会委員長	大川 正二郎 様
佐賀県人事委員会委員長	坂本 洋介 様
佐賀県労働委員会会長	福田 恵巳 様
佐賀県有明海区漁業調整委員会会長	西久保 敏 様
松浦海区漁業調整委員会会長	川 寄 和 正 様

佐賀県監査委員	原 惣一郎
同	荒木 敏也
同	角 貞樹
同	宮原 真一

定期監査（令和 5 監査年度 第 2 回）の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象機関	1
3	監査の着眼点	1
第 2	監査の結果	3
1	監査の結果の概要	3
2	重要な指摘事項	4
3	その他指摘事項・検討事項	6
4	監査対象機関ごとの監査結果	8
	知事部局所管の各課・現地機関	
	・政策部 各課	8
	・危機管理・報道局 各課・現地機関	9
	・総務部 各課・現地機関	10
	・地域交流部 各課・現地機関	13
	・文化・観光局 各課	15
	・SAGA2024・SSP推進局 各課	16
	・県民環境部 各課・現地機関	18
	・健康福祉部 各課	20
	・男女参画・こども局 各課	22
	・産業労働部 各課・現地機関	23
	・農林水産部 各課	25
	・県土整備部 各課	27
	・出納局 各課	29
	教育委員会所管の各課	30
	公安委員会所管の警察本部	32
	その他の委員会等所管の事務局	32
	用語の解説	34

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を、佐賀県監査基準（令和5年3月31日佐賀県監査委員告示第3号）に準拠し実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和6年4月～令和6年7月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の各課・現地機関	82機関
・ 政策部	7機関
・ 総務部	11機関
・ 地域交流部	15機関
・ 県民環境部	9機関
・ 健康福祉部	11機関
・ 産業労働部	8機関
・ 農林水産部	10機関
・ 県土整備部	9機関
・ 出納局	2機関
教育委員会所管の各課	7機関
公安委員会所管の警察本部	1機関
その他の委員会等所管の事務局	6機関
合 計	96機関

（組織・所管は令和6年4月1日時点）

3 監査の着眼点

令和5年度予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - ① 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - ② 検査完了後の支出は遅延していないか
 - ③ 随意契約は適正か
 - ④ 契約書の内容及び履行確認は適正か

- ⑤ 工事の執行管理は適切か
 - ⑥ 物品の取得の事務手続は適正に行われているか
- (4) 補助金事務は適正に処理されているか
- (5) 財産の管理は適正に行われているか
- ① 財産の盗難、亡失等はないか
 - ② 物品の現品照合は确实に行われているか
- (6) 事務マネジメントは適正に運用されているか

用語の解説については、34 ページから 38 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、検討事項や指導事項についても、該当機関に対し通知を行った。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討事項の件数

※ただし指導事項は除く

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項			1	3						4
その他指摘事項		1	16	26	3		1	9	1	57
検討事項					1					1
合計		1	17	29	4		1	9	1	62

(参考)

区分別指摘事項及び検討事項の件数 (令和5監査年度合計)

※ただし指導事項は除く

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項			1	3	1	1				6
その他指摘事項		2	30	47	9	6	1	26	1	122
検討事項					1	2	1			4
合計		2	31	50	11	9	2	26	1	132

注：「定期監査結果報告書 令和5監査年度 第1回 (令和5年10月～令和6年2月執行分)」の区分別指摘事項及び検討事項の件数との合計

重要な指摘事項 … 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 … 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検討事項 … 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

指導事項 … 重要な指摘事項及びその他指摘事項以外で、指導することが適当なもの。

2 重要な指摘事項

【健康福祉部】

- 支出負担行為で遅延しているものがあった。

(こども家庭課)

事 項 名	令和5年度佐賀県特定妊婦等生活支援事業委託
契約年月日	令和5年4月1日
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
契約金額	16,913,295円
支出負担行為 すべき日	令和5年4月1日
支出負担行為月 ほか9件	令和5年7月

【産業労働部】

- 支出負担行為で遅延しているものがあった。

(産業グリーン化推進グループ)

事 項 名	陶磁器製造工場のカーボンニュートラルを目指し廃熱などを活用した ORC(organic Rankine cycle)発電システムの研究
契約金額	10,920,000円
契約年月日	令和5年8月10日
契約期間	令和5年8月10日～令和6年2月29日
支出負担行為 すべき日	令和5年8月10日
支出負担行為月	令和6年1月

- 土地貸付収入の調定で遅延しているものがあった。

(企業立地課)

会 計	産業用地特別会計
件 名	七ツ島工業団地賃貸借契約に伴う賃借料
調定すべき金額	27,562,500円(令和5年度分)
賃貸借期間	令和4年7月1日～令和7年4月30日
調定すべき日	令和5年4月1日
調定年月日	令和6年3月8日
ほか1件	

【農林水産部】

- 変更支出負担行為で遅延しているものがあった。

(畜産課)

工 事 名	佐賀県食肉センター事故畜棟新築冷却防熱設備 工事
当初契約年月日	令和4年5月9日
当初契約期間	令和4年5月9日～令和5年3月31日
当初契約額	488,235,000円
第1回変更契約年月日	令和5年3月22日(工期延長変更)
変更契約期間	令和4年5月9日～令和5年7月31日
	※1回目の変更は遅延なし
第2回変更契約年月日	令和5年7月31日(工期延長変更)
変更契約期間	令和4年5月9日～令和5年11月30日
変更支出負担行為 す べ き 日	令和5年7月31日
変更支出負担行為月	令和6年2月
第3回変更契約年月日	令和5年11月27日(増額変更)
変更契約額	10,758,000円
変更支出負担行為 す べ き 日	令和5年11月27日
変更支出負担行為月	令和6年2月

ほか1件

3 その他指摘事項・検討事項

- (1) 予算関係 (指摘等なし)
- (2) 給与、旅費関係 (1件)
 - ① 旅行命令権者等がホテル等利用確認簿を確認していないもの
- (3) 収入関係 (16件)
 - ① 調定で遅延しているもの
 - ② 領収証書の取扱いで適正でないもの
 - ③ 収入未済があるもの
 - ④ 収納金の取扱いで適正でないもの
 - ⑤ 証紙収入報告で誤っているもの(年度を越えるもの)
 - ⑥ 国庫負担金の受入で遅延しているもの
 - ⑦ 滞納整理事務で適正でないもの
- (4) 支出関係 (26件)
 - ① 支出負担行為で遅延しているもの
 - ② 支出負担行為金額を誤っているもの
 - ③ 支出金額を誤っているもの
 - ④ 支払で遅延しているもの
 - ⑤ 支出科目を誤っているもの
 - ⑥ 支払を二重に行い返納させているもの
- (5) 契約関係 (4件)
 - ① 契約書の契約年月日を記載していないもの
 - ② 必要な契約期間の変更を行っていないもの
 - ③ 期間延長の変更契約が締結されず年度を越えているもの
 - ④ 予定価格の積算、仕様書の記載について検討を要するもの
- (6) 工事の執行関係 (指摘等なし)
- (7) 補助金関係 (1件)
 - ① 変更承認をしないまま、変更した内容の実績報告書を受領し、額の確定を行っているもの
- (8) 財産関係 (9件)
 - ① 工作物で土地の使用許可を得ていないもの、また、土地建物借受台帳に記載していないもの
 - ② 財産台帳で記載漏れがあるもの
 - ③ 令和4年度末の基金残高が過少に計上されているもの
 - ④ 公用車の亡失・損傷届を提出していないもの
 - ⑤ 備品を亡失しているもの
 - ⑥ 物品に損害を与えているもの

(9) その他 (1件)

① 寄附金交付要綱に規定された実績報告書を提出期限内に提出させていないもの

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の各課・現地機関

・政策部 各課

監査対象機関名	さが政策推進チーム
監査執行年月日	令和6年7月4日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 直接収納した収納金で出納員への引継ぎが速やかに行われていないもの、また、会計管理者へ協議しないまま独自の様式で領収証書を発行しているものがあった。</p>

監査対象機関名	統計分析課
監査執行年月日	令和6年7月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	秘書課
監査執行年月日	令和6年5月31日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 公用車の亡失・損傷届を提出していないものがあった。</p>

監査対象機関名	広報広聴課
監査執行年月日	令和6年7月4日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・危機管理・報道局 各課・現地機関

監査対象機関名	危機管理防災課（消防保安室）
監査執行年月日	令和6年7月3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>①備品（ファクシミリ）を亡失しているものがあった。</p>

監査対象機関名	報道課
監査執行年月日	令和6年7月1日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	防災航空センター
監査執行年月日	令和6年7月3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・ 総務部 各課 ・ 現地機関

監査対象機関名	法務私学課（私立中高・専修学校支援室）
監査執行年月日	令和6年6月25日
監査執行者	監査委員 角貞樹 宮原真一
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	人事課（行政経営室）
監査執行年月日	令和6年7月16日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	財政課
監査執行年月日	令和6年7月17日
監査執行者	監査委員 原惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品（パソコン）に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	税政課
監査執行年月日	令和6年7月11日
監査執行者	監査委員 原惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 法人県民税の還付額を誤っているものがあった。

監査対象機関名	市町支援課
監査執行年月日	令和6年6月28日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	資産活用課
監査執行年月日	令和6年7月9日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(総務管理使用料 ほか)</p>

監査対象機関名	行政デジタル推進課
監査執行年月日	令和6年6月21日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	公文書館
監査執行年月日	令和6年6月25日
監査執行者	監査委員 角貞樹 宮原真一
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	佐賀県税事務所
監査執行年月日	令和6年5月17日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 未使用の領収証書の処理が行われていないもの、また領収証書発行番号整理簿の備考欄に未使用領収証書の番号の記載がないものがあった。</p> <p>② 収入未済があった。(個人県民税 ほか)</p> <p>③ 個人県民税の滞納整理事務で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津県税事務所
監査執行年月日	令和6年7月2日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(個人県民税 ほか)</p>

監査対象機関名	武雄県税事務所
監査執行年月日	令和6年5月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・地域交流部 各課・現地機関

監査対象機関名	さが創生推進課（移住支援室）
監査執行年月日	令和6年6月18日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 変更支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>② 令和4年度の基金の取崩し超過額について、翌年度に基金への積立を行ったため、令和4年度末の基金残高が過少に計上されているものがあった。（佐賀県地域づくり基金）</p>

監査対象機関名	国際政策グループ
監査執行年月日	令和6年6月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>② 支出負担行為金額で誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	多文化共生さが推進課
監査執行年月日	令和6年6月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	空港課
監査執行年月日	令和6年6月7日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 宮原真一
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	交通政策課
監査執行年月日	令和6年6月6日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 変更支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	港湾課
監査執行年月日	令和6年6月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	国際交流プラザ
監査執行年月日	令和6年6月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・文化・観光局 各課

監査対象機関名	文化課（文化財保護・活用室）
監査執行年月日	令和6年6月25日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	観光課
監査執行年月日	令和6年7月9日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

・ S A G A 2 0 2 4 ・ S S P 推 進 局 各 課

監査対象機関名	S A G A 体 育 振 興 推 進 グ ル ー プ
監査執行年月日	令和 6 年 7 月 11 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒木敏也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	ス ポ ー ツ 課 (競 技 力 向 上 推 進 室) (S S P 施 設 環 境 推 進 室)
監査執行年月日	令和 6 年 7 月 11 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒木敏也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあつた。 ② 検査完了後の支出で遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	S A G A 2 0 2 4 総 務 連 携 チ ー ム
監査執行年月日	令和 6 年 6 月 26 日 (書面による監査)
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	S A G A 2 0 2 4 企 画 広 報 チ ー ム
監査執行年月日	令和 6 年 6 月 26 日 (書面による監査)
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為金額で誤っているものがあつた。

監査対象機関名	S A G A 2 0 2 4 競 技 運 営 チ ー ム
監査執行年月日	令和 6 年 6 月 26 日 (書面による監査)
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	SAGA2024施設調整チーム
監査執行年月日	令和6年6月11日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 宮原真一
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 契約期間の翌年度にわたる延長に際し、変更契約が締結されず年度を越えているものがあった。</p>

・ 県民環境部 各課 ・ 現地機関

監査対象機関名	県民協働課
監査執行年月日	令和 6 年 6 月 11 日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 寄附金交付要綱に規定された実績報告書を提出期限内に提出させていないものがあった。</p>

監査対象機関名	まなび課
監査執行年月日	令和 6 年 6 月 24 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	人権・同和対策課
監査執行年月日	令和 6 年 6 月 20 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	くらしの安全安心課（交通事故防止特別対策室）
監査執行年月日	令和 6 年 7 月 2 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	脱炭素社会推進課
監査執行年月日	令和6年6月13日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	原子力安全対策課
監査執行年月日	令和6年6月13日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明海再生・環境課
監査執行年月日	令和6年6月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	循環型社会推進課
監査執行年月日	令和6年6月18日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消費生活センター
監査執行年月日	令和6年7月2日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・健康福祉部 各課

監査対象機関名	健康福祉政策課（がん撲滅特別対策室）
監査執行年月日	令和6年7月4日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあつた。 ② 県保管分の契約書の契約年月日を記載していないものがあつた。</p>

監査対象機関名	医務課（医療人材政策室）
監査執行年月日	令和6年7月17日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 国庫負担金の受入れで遅延しているものがあつた。 ② 支出負担行為で遅延しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	国民健康保険課
監査執行年月日	令和6年6月25日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 変更支出負担行為で遅延しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	薬務課
監査執行年月日	令和6年6月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があつた。（補助金返納金）</p>

監査対象機関名	生活衛生課
監査執行年月日	令和6年6月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	社会福祉課
監査執行年月日	令和6年7月11日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	長寿社会課
監査執行年月日	令和6年6月18日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 宮原真一
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（高齢者居室（住宅）整備資金貸付金 ほか）</p> <p>② 証紙収入の報告で誤っているもの（年度を越えるもの）があった。</p> <p>③ 変更支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	障害福祉課（就労支援室）
監査執行年月日	令和6年6月28日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（公衆衛生費負担金 ほか）</p> <p>② 令和4年度に支払うべき費用弁償を、令和5年度予算で過年度支出しているものがあった。</p>

・男女参画・こども局 各課

監査対象機関名	男女参画・女性の活躍推進課
監査執行年月日	令和6年6月3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	こども未来課
監査執行年月日	令和6年7月17日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	こども家庭課
監査執行年月日	令和6年7月17日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

・産業労働部 各課・現地機関

監査対象機関名	産業DX・スタートアップ推進グループ
監査執行年月日	令和6年6月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	産業グリーン化推進グループ
監査執行年月日	令和6年6月4日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	産業政策課
監査執行年月日	令和6年7月3日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	ものづくり産業課（コスメティック産業推進室）
監査執行年月日	令和6年6月5日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	企業立地課
監査執行年月日	令和6年7月3日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 土地貸付収入の調定で遅延しているものがあった。 ② 支出負担行為で遅延しているものがあった。 ③ 検査完了後の支出で遅延しているものがあった。 ④ 委託契約で必要な契約期間の変更を行っていないものがあった。 ⑤ 財産台帳（土地）で記載漏れがあった。</p>

監査対象機関名	産業人材課
監査執行年月日	令和6年6月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	流通・貿易課
監査執行年月日	令和6年6月18日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 宮原真一
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	東部工業用水道管理事務所
監査執行年月日	令和6年5月28日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・農林水産部 各課

監査対象機関名	農政企画課
監査執行年月日	令和6年6月25日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	生産者支援課
監査執行年月日	令和6年7月5日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	農業経営課
監査執行年月日	令和6年7月10日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があるもの（補助金返納金）、また、調定で漏れているものがあった。</p> <p>② 補助金事務で変更承認をしないまま、変更した内容の実績報告書を受領し、額の確定を行っているものがあった。</p>

監査対象機関名	園芸農産課
監査執行年月日	令和6年7月5日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	畜産課
監査執行年月日	令和6年6月28日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 変更支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	農山村課
監査執行年月日	令和6年7月4日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	農地整備課
監査執行年月日	令和6年7月4日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	林業課
監査執行年月日	令和6年6月21日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	森林整備課
監査執行年月日	令和6年7月11日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	水産課
監査執行年月日	令和6年6月25日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 宮原真一
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 旅行命令権者等がホテル等利用確認簿を確認していないものがあった。</p> <p>② 借地に設置した工作物で、土地の使用許可を得ていないもの、また、土地建物借受台帳・財産台帳に記載していないものがあった。</p>

・ 県土整備部 各課

監査対象機関名	県土企画課
監査執行年月日	令和 6 年 7 月 9 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 物品（ドローン）に損害を与えたものがあった。</p>

監査対象機関名	建設・技術課
監査執行年月日	令和 6 年 5 月 24 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	入札・検査センター
監査執行年月日	令和 6 年 6 月 21 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	道路課（道路安全推進室）
監査執行年月日	令和 6 年 7 月 3 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	土地利活用課
監査執行年月日	令和 6 年 6 月 12 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	まちづくり課
監査執行年月日	令和6年7月9日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 通信料の支払が遅延し延滞金を支払っているものがあった。 ② 支払を二重に行い返納させているものがあった。</p>

監査対象機関名	下水道課
監査執行年月日	令和6年6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	建築住宅課（施設整備室）
監査執行年月日	令和6年7月11日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（住宅使用料 ほか） ② 公用車の損傷について、損傷年月日及び損傷者等が不明のままとなっているものがあった。</p>

監査対象機関名	河川砂防課（城原川ダム等対策室）
監査執行年月日	令和6年6月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・ 出納局 各課

監査対象機関名	会計課
監査執行年月日	令和6年7月3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	総務事務センター
監査執行年月日	令和6年7月1日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。（給与等返納金）

教育委員会所管の各課

監査対象機関名	全国高校総体 2024 推進チーム
監査執行年月日	令和 6 年 6 月 7 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育DX推進グループ
監査執行年月日	令和 6 年 6 月 21 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育総務課
監査執行年月日	令和 6 年 7 月 16 日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。（佐賀県育英資金貸付金 ほか） ② 財産台帳（工作物）への記載で漏れているものがあった。

監査対象機関名	教育振興課（特別支援教育室）
監査執行年月日	令和 6 年 6 月 11 日
監査執行者	監査委員 角 貞樹 宮原真一
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教職員課
監査執行年月日	令和 6 年 6 月 7 日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出科目で誤っているものがあった。

監査対象機関名	学校教育課（生徒支援室）（人権・同和教育室）
監査執行年月日	令和6年7月12日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	保健体育課
監査執行年月日	令和6年6月7日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

公安委員会所管の警察本部

監査対象機関名	警察本部
監査執行年月日	令和6年7月23日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 予定価格の積算、仕様書の記載について検討を要するものがあった。</p>

その他の委員会等所管の事務局

監査対象機関名	議会事務局
監査執行年月日	令和6年7月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	選挙管理委員会事務局
監査執行年月日	令和6年6月28日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	人事委員会事務局
監査執行年月日	令和6年6月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	労働委員会事務局
監査執行年月日	令和6年6月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	海区漁業調整委員会事務局
監査執行年月日	令和6年6月25日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	監査委員事務局
監査執行年月日	令和6年6月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 書籍の追録代の支出で遅延しているものがあつた。</p>

用語の解説

用 語	説 明
定期監査	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p>地方自治法 第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p>

	<p>佐賀県財務規則</p> <p>第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定（受入）決議書により徴収の決定（以下「調定」という。）を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定（以下「一般調定」という。）</p> <p>(2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定（以下「払込調定」という。）</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定（以下「公金振替調定」という。）</p>
債 権 整 理 簿	<p>債権整理簿とは、債権が発生してから調定するまでの管理を行うための帳簿をいいます。債権が発生し調定するまで間がある場合に記入します。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 168 条 収支等命令者は、その所掌に属する債権が発生し、及び県に帰属した場合は、債権整理簿に記入しなければならない。ただし、債権発生と同時に調定及び戻入の手続きを行う債権については、この限りではない。</p>
領 収 証 書	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 47 条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金（マルチペイメントネットワーク及びキャッシュレス決済によるものを除く。）を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>3 第 1 項の場合において、出納員（委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。）又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第 1 項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
支 出 負 担 行 為	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段</p>

	<p>階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為 ② 補助金の交付の決定行為 ③ 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為 ④ 給与その他の給付の支出の決定行為 <p>地方自治法 第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
仕 様 書	<p>仕様書とは、工事や業務委託等の契約を締結する際に添付する設計図書の一部で、契約書の内容を補完するものです。</p> <p>仕様書には、共通仕様書とそれを補足する特記仕様書があります。</p> <p>例えば、工事における共通仕様書には、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成されています。</p> <p>また、特記仕様書では、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求めています。</p>
予 定 価 格	<p>予定価格とは、適正な契約金額を定める基準となるものです。</p> <p>佐賀県財務規則 第 105 条 収支等命令者は、競争を行う場合は、競争に付する事項の予定価格を記入した予定価格調書その他必要な書類を封書にし、開札又は競りを行う際に、当該競争の場所に置かなければならない。</p>
財 産 台 帳	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p>

	<p>佐賀県公有財産規則</p> <p>第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1)土地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2 (2)建物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4 (3)工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6 (4)立木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8 (5)船舶及び航空機 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10 (6)用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12 (7)無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14 (8)有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16</p>
基金	<p>基金とは、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。</p> <p>国の経済対策に伴い、多くの基金が創設されています。</p> <p>地方自治法</p> <p>第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p>
工 作 物	<p>工作物とは、佐賀県公有財産規則で分類されている区分で、発電設備、冷暖房装置等が該当します。</p>
会 計 管 理 者	<p>会計管理者とは、知事から命じられて、現金や有価証券、物品等の出納や保管などを行う者をいいます。</p> <p>地方自治法</p> <p>第 168 条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。</p> <p>第 170 条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p>

	<p>2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 現金の出納及び保管を行うこと。(2) 小切手を振り出すこと。(3) 有価証券の出納及び保管を行うこと。(4) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く）を行うこと。(5) 現金及び財産の記録管理を行うこと。(6) 支出負担行為に関する確認を行うこと。(7) 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。
--	--

(注) 関係条文を一部抜粋